業 務 委 託 契 約 書（案）

業　務　名	岸和田市市税・国保料・学校給食費等自主納付案内業務委託	
履 行 場 所	岸和田市岸城町７番１号　岸和田市役所内	
履 行 期 間	令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで	
契 約 金 額	令和９年度	金　　円 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金　　円）
	令和 10 年度	金　　円 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金　　円）
	令和 11 年度	金　　円 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金　　円）
	総　　額	金　　円 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金　　円）
契約保証金	岸和田市財務規則第 123 条第２号の規定により免除	

上記業務の業務委託について、岸和田市（以下発注者）、と○○○（以下受注者）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　所　在　地　　岸和田市岸城町７番１号

岸 和 田 市

岸和田市長　　佐　野　　英　利　　㊞

（財務部納税課扱）

（市民健康部健康保険課扱）

（教育総務部学校給食課扱）

受　注　者　　所　在　地

商号又は名称

代　表　者　　㊞

（総則）

第１条　発注者及び受注者は日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（管轄裁判所）

第２条　この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（委託業務内容）

第３条　この契約における業務内容は別紙仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、委託業務の履行について、業務の全部、又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（関係法令の遵守等）

第６条　受注者は、この契約の履行にあたり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し、その義務及び責任をすべて負うものとする。

（個人情報の保護）

第７条　受注者は、この契約の履行にあたり、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　受注者は、委託業務に従事する従業員、その他の受注者の従業員に対し前項の規定を遵守させなければならない。

３　発注者は、個人情報の取扱いが個人情報取扱特記事項(特記仕様書)を遵守し適正に行なわれているか、適宜検査する。

（委託業務管理者）

第８条　受注者は、業務の指揮監督及び進行管理をするため管理者を置き、その氏名、その他必要な事項をこの契約締結後、速やかに発注者に届け出なければならない。管理者を変更した場合も同様とする。

２　発注者は、受注者の置いた管理者が、委託業務の遂行及び管理につき著しく不適当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（委託業務従事者）

第９条　受注者は、委託業務に従事する全ての従事者氏名を発注者に届け出なければならない。従事者を変更した場合も同様とする。

２　発注者は、受注者の従事者が委託業務の遂行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（業務内容の変更等）

第10条　発注者は、必要に応じ委託業務内容の変更、又は一時中断をすることができる。この場合において、業務委託料、又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議のうえ書面

によりこれを定める。
2　受注者は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに発注者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。
（臨機の措置等）
第 11 条　受注者は、委託業務の遂行にあたって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者・受注者協議のうえ、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
2　前項ただし書きの場合において、受注者は、当該措置の内容について速やかに発注者に報告しなければならない。
3　発注者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
4　受注者が第１項、又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。
（事故発生時の報告）
第 12 条　受注者は、委託業務の遂行に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。
（事故発生時の公表）
第 13 条　発注者は、受注者が業務を履行するにあたり、事故が発生した場合、その事実、内容及び法人名等を公表することができる。
（損害の負担）
第 14 条　受注者又は委託従事者等が、発注者及び第三者に損害を与えたときの賠償は、発注者の責に帰する事由による場合を除き受注者の負担とする。
（完了届等の提出、検査及び引渡し等）
第 15 条　受注者は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して、業務完了届及び成果物を提出しなければならない。
2　発注者は、前項の業務完了届及び成果物を受理したときは、速やかに検査しなければならない。
3　前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
4　受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について発注者から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。
（業務委託料の支払）
第 16 条　発注者は、前条第２項又は第４項の検査に合格したときは、当月分委託料請求書を発注者に提出するものとする。
2　受注者の請求額は、各年度の契約金額の月割り均等額とする。
3　発注者は、前項の規定により請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。但し、請求額に 1,000 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた金額とし、端数処理した金額は４月支払い額で調整して支払う。
（誓約書の提出）
第 17 条　受注者及び岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年岸和田市条例第 35 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
（発注者の任意解除権）
第 18 条　発注者は、次条又は第 19 条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
（発注者の解除権）
第 19 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
(1) 正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。
(2) 受注者の委託事務の処理が不適当と発注者が認めたとき。
(3) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
(4) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
2　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 第４条の規定に違反して、この契約から生じる債権を譲渡したとき。
(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
(8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
(10) 第 18 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
(11) 受注者が暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
3　次に掲げる場合には、発注者は第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
第 19 条の２　発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第 17 条の２又は同法第 20 条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
(3) 独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。
(4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると、認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 20 条　第 19 条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第 21 条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 22 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
(1) 第 19 条の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者

３　第１項及び第２項の場合において、この契約の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第１項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

５　受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を遅滞料として併せて発注者に支払わなければならない。

（賠償額の予定等）

第 23 条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。
(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。
(3) 第 19 条の２第４号に規定する刑が確定したとき。
(4) 第 19 条の２第５号に該当したとき。

２　受注者が第５条の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前２項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第 24 条　発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（契約終了に伴う措置）

第 25 条　受注者は、この契約が期間満了、又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意、又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３　受注者は、この契約が期間満了、又は契約解除によって終了した場合において、委託業務執務室（以下「執務室」という。）に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、受注者は物件等を撤去するとともに、執務室を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は執務室の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は受注者に代わって物件等を処分し、又は執務室の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分、又は修復若しくは取り片付けについて異議申し立てることができず、また、発注者の処分、又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（紛争の処理）

第 26 条　受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担において、その一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第 27 条　この契約に定めのない事項又は契約条項に疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。